建設コンサルタント（土木関係）

最低制限価格（調査基準価格）の算定方法を変更します。

◆令和8年(2026年)7月1日以降に公告を行うものから適用します◆

建設工事と同様に業務委託においても、労働者への適正な賃金水準の確保、また業者の経営状況及び従事者の労働条件の悪化を防ぐため、最低制限価格の設定を行います。

※最低制限価格が設定されるのは、市内に本店を有する業者を主にした競争入札によるもので、設計金額が１００万円を超える建設工事に係る設計、調査、測量及び監理業務委託です。

〇最低制限価格（調査基準価格）の設定を行います。

＜変更後の算定方法＞

パターン❶

直接人件費	×	１００％	※算出後項目ごとに１円未満切り捨て
直接経費	×	１００％	
その他原価	×	９０％	
一般管理費等	×	５０％	

の合計額（１，０００円未満切り捨て）

パターン❷

直接人件費	×	１００％	※算出後項目ごとに１円未満切り捨て
直接経費	×	１００％	
技術経費	×	６０％	
諸経費	×	６０％	

の合計額（１，０００円未満切り捨て）

・ただし予定価格の６０％に満たないものは予定価格の６０％に、予定価格の８１％を超えるものは予定価格の８１％となります。

※上記に関わらず特別なものと認めた場合は予定価格の６０％～８１％までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額をします。

不明な点は、契約課　コンサル担当までお問い合わせください。

契約課　コンサル担当
０４８－９２２－１１２９(直通)

最低制限価格の算定例について

※〇〇設計業務委託、監理業務委託等の場合

パターン❶

①直接人件費　　：２，０００，０００円
②直接経費　　：　　３００，０００円
③その他原価　　：２，０００，０００円
④一般管理費等　：２，０００，０００円
委 託 価 格【①～④の合計額】：６，３００，０００円

●最低制限価格の計算方法

①×１００％：２，０００，０００円　…（1）
②×１００％：　　３００，０００円　…（2）
③×　９０％：１，８００，０００円　…（3）
④×　５０％：１，０００，０００円　…（4）
（1）～（4）の合計額：５，１００，０００円

パターン❷

①直接人件費　：２，０００，０００円
②直接経費　　：　　３００，０００円
③技術料等経費：２，０００，０００円
④諸経費　　：２，０００，０００円
委 託 価 格【①～④の合計額】：６，３００，０００円

●最低制限価格の計算方法

①×１００％：２，０００，０００円　…（1）
②×１００％：　　３００，０００円　…（2）
③×　６０％：１，２００，０００円　…（3）
④×　６０％：１，２００，０００円　…（4）
（1）～（4）の合計額：４，７００，０００円